２０２５年７月２日

２０２５年定時総代会議事録

住友生命保険相互会社

２０２５年定時総代会議事録

１．日時　２０２５年7月２日（水）午前１０時００分から午前１１時５０分

２．場所　大阪市中央区城見１丁目４番１号
　　ホテルニューオータニ大阪

３．出席取締役および執行役
　ａ．取締役　１１名中、出席取締役１１名
　　出席者　橋本雅博、高田幸徳、角英幸、栄森剛志、百合達哉、
　　森公高、片山登志子、山本謙三、白河桃子、石井茂、小林充佳
　ｂ．執行役※　９名中、出席執行役９名　※取締役兼務者は取締役として記載
　　出席者　松本巖、堀江喜義、岩井豊城、香山真、汐満達、髙尾延治、
　　橋本篤史、寺﨑啓介、川口謙誠

４．出席総代数
　総代総数　　１７９名
　出席総代数　　１７７名（議決権行使書による出席２０名を含む）
　なお、一部の総代は議場外からWeb会議システムを通じて傍聴した。

５．議事の経過の要領及びその結果
　午前１０時００分、執行役社長高田幸徳は、定款第１８条の規定により議長となり開会を宣した。
　続いて、議長は、本日出席した総代数は本総代会のすべての議案の決議に必要な法令および定款上の定足数を充足している旨を述べた。
　また、社員の代表である総代の数を適正とする考え方および総代の選出方法について報告した。

　ａ．監査報告
　　議長から監査委員会に監査報告を求めたところ、監査委員長森公高は、２０２４年度における監査結果は監査報告書謄本に記載のとおり、事業報告およびその附属明細書については法令および定款に従い会社の状況を正しく示していると認められる旨、取締役および執行役の職務の執行、内部統制システムの構築・運用状況について指摘すべき事項はない旨、計算書類およびその附属明細書ならびに連結計算書類の監査結果について会計監査人の監査の方法および結果は相当であると認められる旨を報告した。
　　また、本総代会に提出された議案および書類について、いずれも法令、定款に適合しており、特に指摘すべき事項はない旨を報告した。

ｂ．「２０２４年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件」

議長は、２０２４年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書および連結計算書類について、２０２５年定時総代会招集のご通知に記載のとおりである旨、連結計算書類監査結果について、会計監査人の監査結果は連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本に記載のとおりであり、監査委員会の監査結果は監査委員会の監査報告のとおりである旨を報告した上で、２０２４年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書および連結計算書類について、ポイント等をナレーションにより報告した。また、２０２５年度の取組方針について、議長から報告した。

ｃ．「審議員会審議事項報告の件」

議長は、審議員会審議事項について内容を報告した。

また、２０２５年のご契約者懇談会の開催状況についてもあわせて報告した。

議長は、決議事項の各議案について一括して上程する旨を述べ、各議案の内容を説明した。

ｄ．決議事項の議案の説明

（１）第１号議案　　「２０２４年度剰余金処分案承認の件」

議長は、２０２４年度剰余金処分案について、別紙１のとおりとしたい旨を述べ、その概要を説明した。

（２）第２号議案　　「社員配当金割当ての件」

議長は、２０２４年度決算に基づく社員配当金の割当てについて、別紙２のとおりとしたい旨を述べ、その概要を説明した。

（３）第３号議案　　「定款等一部変更の件」

議長は、定款および総代選出細則の一部について別紙３の内容のとおり変更したい旨を述べ、その趣旨および理由を次のとおり説明した。

ア．定款

①．総代立候補制の新設

総代選考のあり方を引き続き堅持しつつ、開かれた相互会社運営を一層推進し、より広く多様な意見を経営の中に取り込んでいく観点から、総代候補者選考委員会による候補者選考の方法に加えて、「総代への就任の意思を持つ社員が総代候補者として参加可能」となる制度として「総代立候補制」を導入するべく、変更を行う。

②．その他

改正刑法による禁錮刑の廃止等に伴い、文言の変更を行う。

イ．総代選出細則

定款における総代立候補制に関する規定の新設に伴い、総代候補者選考委員会の役割の明確化および所要の文言の変更を行う。

（４）第４号議案　　「総代候補者選考委員１０名選任の件」

議長は、本総代会終結の時をもって総代候補者選考委員全員の任期が満了することに伴い、総代候補者選考委員１０名を選任願いたい旨を述べ、その候補者として青木博昭、市川聡、大宮克己、大森剛、越智砂織、髙山完圭、出村智陽、徳本穣、山川悦子および横山亜衣を指名した。

（５）第５号議案　　「審議員１１名選任の件」

議長は、本総代会終結の時をもって審議員全員の任期が満了することに伴い、審議員１１名を選任願いたい旨を述べ、その候補者として石川千晶、市川晃、江川昌史、金倉譲、金髙雅仁、國部毅、菰田正信、玉木林太郎、土居丈朗、名和高司および前野マドカを指名した。

（６）第６号議案　　「取締役１１名選任の件」

議長は、本総代会終結の時をもって取締役全員が任期満了により退任することに伴い、取締役１１名を選任願いたい旨を述べ、その候補者として橋本雅博、高田幸徳、角英幸、栄森剛志、百合達哉、森公高、片山登志子、山本謙三、白河桃子（※）、石井茂および小林充佳を指名した（森公高、片山登志子、山本謙三、白河桃子、石井茂および小林充佳は社外取締役候補者）。

※白河桃子の戸籍上の氏名は小林美紀

次に、議長は、報告事項および決議事項についての質問および動議を含めた審議に関するすべての発言を受けた後、決議事項について採決のみ行う方式としたい旨を述べ、これを議場に諮ったところ、満場異議なく承認された。

ｅ．質疑応答

事前に寄せられた質問および席上でなされた質問について、それぞれ議長または議長が指名する者から回答した。質問内容は次のとおりである。

「事前質問」‥『当社の今後の戦略について①』
『当社の今後の戦略について②』
『当社の今後の戦略について③』
『世界経済の不確実性が与える当社への影響について①』
『世界経済の不確実性が与える当社への影響について②』
『“住友生命「Vitality」”について①』
『“住友生命「Vitality」”について②』

『“住友生命「Vitality」”について③』
『“住友生命「Vitality」”について④』
『若年層向けの商品・サービスについて』
『ウェルビーイングに貢献するサービスについて』
『広告出稿について』
『苦情管理態勢について』
『将来世代への教育支援体制の拡充について』
『男性職員の育児休職取得日数向上について』
『自己資本の更なる充実について』

「当日質問」‥『学校教育に関する取組みについて』
『“住友生命「Vitality」”による食生活へのアプローチについて』
『健康経営優良法人に関する取組みについて』
『若年層へのＰＲについて』
『リスク管理について』
『“住友生命「Vitality」”のお客さま同士の繋がりについて』

ｆ．決議事項の議案の採決

（１）第１号議案　　「２０２４年度剰余金処分案承認の件」

議長は、２０２４年度剰余金処分案について、議場に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認可決された（議決権行使書による行使を含め、議決権行使総代数１７６名）。

（２）第２号議案　　「社員配当金割当ての件」

議長は、２０２４年度決算に基づく社員配当金の割当てについて、議場に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認可決された（議決権行使書による行使を含め、議決権行使総代数１７６名）。

（３）第３号議案　　「定款等一部変更の件」

議長は、定款等の一部変更について、議場に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認可決された（議決権行使書による行使を含め、議決権行使総代数１７６名）。

（４）第４号議案　　「総代候補者選考委員１０名選任の件」

議長は、総代候補者選考委員１０名選任について、議場に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認可決された（議決権行使書による行使を含め、議決権行使総代数１７６名）。

（５）第５号議案　　「審議員１１名選任の件」

議長は、審議員１１名選任について、議場に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認可決された（議決権行使書による行使を含め、議決権行使総代数１７６名）。

（６）第６号議案　　「取締役１１名選任の件」

議長は、取締役１１名選任について、議場に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認可決された（議決権行使書による行使を含め、議決権行使総代数１７６名）。なお、各人からはそれぞれ就任承諾を得ている。

以上をもって本総代会の議事を全部終了したので、議長は午前１１時５０分閉会を宣した。

＜別紙１＞

2024年度（2024年４月１日から2025年３月31日まで）剰余金処分案

（単位：円）

科目	金額
当期未処分剰余金	**76,534,694,937**
剰余金処分額	76,534,694,937
社員配当準備金	65,282,194,937
差引純剰余金	11,252,500,000
損失塡補準備金	200,000,000
基金利息	352,500,000
任意積立金	10,700,000,000
基金償却準備金	10,000,000,000
社会及び契約者福祉増進基金	700,000,000

<別紙２>

社員配当金割当ての件

社員配当金は、資産運用、死亡率その他の発生率、事業費などについての予定と実績との間で生じた剰余に基づき、ご契約の種類、金額、経過期間などに応じて割り当てます。

2024年度決算に基づき、約款の規定により割り当てる社員配当金は次のとおりといたしたいと存じます。

１．個人保険および個人年金保険

ａ．３年ごと配当契約［販売名称：プライムフィット・ライブワン・Qパック］

契約ごとに次の項目（①、②）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は０円とします。

項　　目	計　　算　　方　　法
①利差益配当	直前の３年ごと応当日以降の各保険年度に対して、次の計算式による金額の累計を基準とした金額 計算式：責任準備金 × 各決算年度に基づく利差益配当率 （2024年度決算に基づく利差益配当率は別表１）
②長期継続配当	○定期保険特約等 契約日から経過６年以降の３年ごと応当日を迎える保険契約の定期保険特約等について、次の計算式による金額 計算式：保険料（年額）×　長期継続配当率（別表２） ○災害・疾病特約 契約日から経過６年以降の３年ごと応当日を迎える保険契約の災害・疾病特約について、次の計算式による金額 計算式：入院給付日額等　×　長期継続配当率（別表３）

（注）「３年ごと応当日」とは契約日の３年ごとの年単位の応当日など、約款に定める日を指します。なお、長期継続配当の計算において、Vitalityの保険料（年額）については割引・割増前の保険料（健康増進乗率適用特約を付加していない場合の保険料）とします。

＜ご参考：３年ごと配当契約における利差益配当のイメージ＞

（2022年度契約の例）

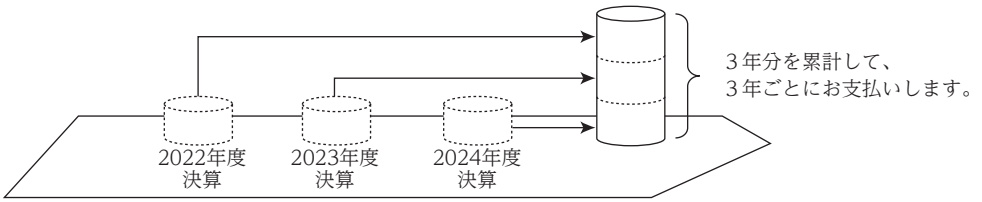

（注）ご参考につきましては、３年ごと配当契約における利差益配当の仕組みを説明した参考資料であり、決議の対象ではありません。

b．５年ごと利差配当契約

契約ごとに次の項目（①、②）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は０円とします。

項　　目	計　　算　　方　　法
①利差益配当	直前の５年ごと応当日以降の各保険年度に対して、次の計算式による金額の累計を基準とした金額 計算式：責任準備金 × 各決算年度に基づく利差益配当率 （2024年度決算に基づく利差益配当率は別表１）
②長期継続配当	○定期保険特約等 契約日から経過10年以降の５年ごと応当日を迎える保険契約の定期保険特約等について、次の計算式による金額 計算式：保険料（年額）×　長期継続配当率（別表４） ○災害・疾病特約等 契約日から経過10年以降の５年ごと応当日を迎える保険契約の災害・疾病特約等について、次の計算式による金額 計算式：入院給付日額等　×　長期継続配当率（別表５）

（注）「５年ごと応当日」とは契約日の５年ごとの年単位の応当日など、約款に定める日を指します。なお、長期継続配当の計算において、Vitalityの保険料（年額）については割引・割増前の保険料（健康増進乗率適用特約を付加していない場合の保険料）とします。

＜ご参考：５年ごと利差配当契約における利差益配当のイメージ＞

（2020年度契約の例）

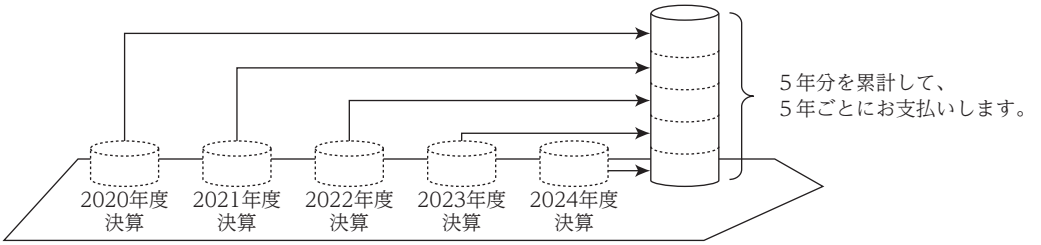

（注）ご参考につきましては、５年ごと利差配当契約における利差益配当の仕組みを説明した参考資料であり、決議の対象ではありません。

c．毎年配当契約

契約ごとに次の項目（①～④）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は０円とします。

項　　目	計　算　方　法
①利差益配当	一般勘定部分の責任準備金 × 利差益配当率（別表１）
②死差益配当	危険保険金 × 死差益配当率（別表６）
③費差益配当	保　険　金 × 費差益配当率（別表７）
④災害・疾病特約配当	入院給付日額等 × 災害・疾病特約配当率（別表８）

２．団体保険

契約ごとに次のとおり計算した金額とします。

保　険　種　類	計　算　方　法
団体定期保険・総合福祉団体定期保険 団体信用生命保険・消費者信用団体生命保険 団体３大疾病保障保険	死差益 × 配当率（別表９）
団体終身保険・心身障害者扶養者生命保険	０円

３．団体年金保険

契約ごとに次のとおり計算した金額とします。

保　険　種　類	計　算　方　法
企業年金保険 新企業年金保険・新企業年金保険(02) 拠出型企業年金保険(02) 確定給付企業年金保険(02)	一般勘定部分の責任準備金 × 配当率（別表10）
確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型） 新確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型） 新確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型）(24) 確定給付企業年金保険	０円

４．財形保険および財形年金保険

社員配当金は０円とします。

５．医療保障保険

契約ごとに次のとおり計算した金額とします。

保　険　種　類	計　算　方　法
医療保障保険（個人型）	次の①、②の合計額 ①死亡保険金　× 配当率（別表11） ②入院給付日額 × 配当率（別表11）
医療保障保険（団体型）	死差益 × 配当率（別表11）

前年度から繰り越された社員配当準備金に、当年度剰余金から繰り入れた社員配当準備金を加えた額のうち、上記の割当てを行った残額は、次年度に繰り越します。

別表１

利　差　益　配　当　率　表

保　　険　　種　　類	配　　当　　率
予定利率１％未満の保険種類	１．３０％－予定利率
予定利率１％以上２％以下の保険種類	１．７０％－予定利率
予定利率２％超の保険種類	１．２５％－予定利率

ただし、下記の保険種類については次のとおりとします。

保　　険　　種　　類	対　　象　　契　　約	配　　当　　率
５年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14)	2017年４月１日以前の契約	１．４５％－予定利率
	2017年４月２日以降の契約	１．３０％－予定利率
最低保証利率付３年ごと利率変動型積立終身保険（第１保険期間） 最低保証利率付３年ごと利率変動型積立保険		０％
５年ごと利差配当付医療定期保険 ５年ごと利差配当付医療終身保険 最低保証付変額保険（年金支払開始後または年金支払開始日の繰下げにおける繰下げ期間中） 変額個人年金保険（一時払い）（年金支払開始後） 最低保証付変額個人年金保険（一時払い）（年金支払開始後または年金支払開始日の繰下げにおける繰下げ期間中） 最低保証付一時払変額個人年金保険(08)（年金支払開始後または年金支払開始日の繰下げにおける繰下げ期間中） 最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(08)（年金支払開始後または年金支払開始日の繰下げにおける繰下げ期間中） 新最低保証付変額個人年金保険（一時払い）（年金支払開始後） 最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(16)（年金支払開始後） 夫婦年金移行特約（最低保証付一時払変額個人年金保険(08)に付加した場合） 定額年金支払移行特約 家族定期保険特約（子型） 介護終身保障特別移行特約（終身保険特約の一時払いからの移行の場合）		０％
終身保険 ５年ごと利差配当付終身保険 連生終身保険 ５年ごと利差配当付連生終身保険 特定疾病保障終身保険 ５年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険 ５年ごと利差配当付介護年金保障定期保険 ５年ごと利差配当付介護年金保障終身保険 ５年ごと利差配当付限定告知型終身保険 ５年ごと利差配当付終身保険（一時払い） ５年ごと利差配当付逓増終身保険(一時払い) ５年ごと利差配当付終身保険（一時払い）(24) ５年ごと利差配当付新終身保険（一時払い）(24)	1998年７月２日以降の 保険料一時払契約	０％
一時払退職後終身保険	1999年４月２日以降の 保険料一時払契約	０％
毎期精算配当付自由保険 ５年ごと利差配当付自由保険	1995年９月１日以降の 保険料一時払契約※	０％
新個人年金保険 個人年金保険(93) ５年ごと利差配当付個人年金保険 ５年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険	1998年７月２日以降の 保険料一時払契約※	０％
予定利率変動型５年ごと利差配当付逓増終身保険（一時払い）※ 予定利率変動型５年ごと利差配当付終身保険（一時払い）※		０％
５年ごと利差配当付指定通貨建終身保険（一時払い） ５年ごと利差配当付指定通貨建終身保険（一時払い）(19) ５年ごと利差配当付指定通貨建新終身保険（一時払い）(24) ５年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険（一時払い） ５年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険（一時払い）(20) ５年ごと利差配当付選択通貨建個人年金保険（一時払い）(23) 予定利率変動型５年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険 低解約返戻金型５年ごと利差配当付選択通貨建特別終身保険		０％

（注）１．５年ごと利差配当契約および３年ごと配当契約の場合、上表は2024年度決算に基づく利差益配当率を示しています。
２．特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の場合、利差益配当率を乗じる責任準備金はこれらの特約を付加していない契約と同じものとします。
３．上表の保険種類には、新転換特約および新保障一括見直し特約に定める振替原資を含みます。

※　配当金により保険金を買い増す場合の買増部分および年金支払いに移行した部分を含みます。
ただし、年金支払特約については、1998年７月２日以降に付加された場合とします。

別表２

３年ごと配当契約に対する長期継続配当率表（定期保険特約等）（例示）

（保険料（年額）について）

保険種類	対象契約		契約年齢／性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
定期保険特約・保険料特別払込定期保険特約 家族定期保険特約（配偶者型） 逓減定期保険特約 保険料特別払込逓減定期保険特約 収入保障特約 介護収入保障特約・介護逓減定期保険特約 介護保障定期保険特約 定期保険特約(18)・収入保障特約(18)	2007年４月１日以前	経過21年の契約	男性	7.5%	21.0%	34.5%	46.5%	46.5%	46.5%	46.5%
			女性	4.5%	12.0%	22.5%	25.5%	28.5%	28.5%	28.5%
		経過24年の契約	男性	7.5%	21.0%	34.5%	46.5%	46.5%	46.5%	46.5%
			女性	4.5%	12.0%	22.5%	25.5%	28.5%	28.5%	28.5%
	2007年４月２日以降2013年４月１日以前	経過15年の契約	男性	6.0%	6.0%	12.0%	18.0%	30.0%	30.0%	30.0%
			女性	3.0%	3.0%	3.0%	6.0%	9.0%	12.0%	12.0%
		経過18年の契約	男性	6.0%	6.0%	12.0%	18.0%	30.0%	30.0%	30.0%
			女性	3.0%	3.0%	3.0%	6.0%	9.0%	12.0%	12.0%
	2013年４月２日以降2018年８月１日以前	経過９年の契約	男性	12.0%	12.0%	24.0%	36.0%	60.0%	60.0%	60.0%
			女性	6.0%	6.0%	6.0%	12.0%	18.0%	24.0%	24.0%
		経過12年の契約	男性	4.0%	4.0%	8.0%	12.0%	20.0%	20.0%	20.0%
			女性	2.0%	2.0%	2.0%	4.0%	6.0%	8.0%	8.0%
	2018年８月２日以降	経過６年の契約	男性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
			女性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
新介護収入保障特約 新介護逓減定期保険特約 新介護保障定期保険特約	2007年４月１日以前	経過21年の契約	男性	13.5%	27.0%	37.5%	46.5%	40.5%	40.5%	40.5%
			女性	13.5%	21.0%	31.5%	31.5%	34.5%	25.5%	25.5%
	2007年４月２日以降2013年４月１日以前	経過15年の契約	男性	12.0%	12.0%	18.0%	21.0%	30.0%	24.0%	24.0%
			女性	12.0%	12.0%	12.0%	15.0%	15.0%	9.0%	9.0%
		経過18年の契約	男性	12.0%	12.0%	18.0%	21.0%	30.0%	24.0%	24.0%
			女性	12.0%	12.0%	12.0%	15.0%	15.0%	9.0%	9.0%
	2013年４月２日以降	経過12年の契約	男性	4.0%	4.0%	8.0%	10.0%	16.0%	16.0%	16.0%
			女性	2.0%	2.0%	2.0%	4.0%	4.0%	6.0%	6.0%
特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障保険特約	2007年４月１日以前	経過21年の契約	男性	－	10.50%	17.25%	20.25%	20.25%	20.25%	20.25%
			女性	－	4.50%	8.25%	8.25%	11.25%	11.25%	11.25%
		経過24年の契約	男性	－	10.50%	17.25%	20.25%	20.25%	20.25%	20.25%
			女性	－	4.50%	8.25%	8.25%	11.25%	11.25%	11.25%
	2007年４月２日以降2013年４月１日以前	経過15年の契約	男性	－	6.00%	6.00%	9.00%	12.00%	12.00%	12.00%
			女性	－	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.00%	3.00%
		経過18年の契約	男性	－	6.00%	6.00%	9.00%	12.00%	12.00%	12.00%
			女性	－	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.00%	3.00%
	2013年４月２日以降	経過12年の契約	男性	－	4.00%	4.00%	6.00%	8.00%	8.00%	8.00%
			女性	－	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.00%	2.00%
生活障害収入保障特約	2013年４月２日以降	経過６年の契約	男性	8.0%	8.0%	11.0%	12.0%	4.0%	8.0%	8.0%
			女性	8.0%	8.0%	9.0%	11.0%	15.0%	20.0%	20.0%
		経過９年の契約	男性	32.0%	32.0%	44.0%	48.0%	16.0%	32.0%	32.0%
			女性	32.0%	32.0%	36.0%	44.0%	60.0%	80.0%	80.0%
特定重度生活習慣病保障特約	2013年４月２日以降	経過６年の契約	男性	3.0%	3.0%	12.0%	16.0%	21.0%	23.0%	23.0%
			女性	5.0%	5.0%	0.0%	0.0%	20.0%	12.0%	12.0%
		経過９年の契約	男性	12.0%	12.0%	48.0%	64.0%	84.0%	92.0%	92.0%
			女性	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%	80.0%	48.0%	48.0%

（注）１．次年度の契約応当日の前日における保険料払込終了契約（特約が保険料払込免除となっている契約）、第２保険期間中の契約および更新後の特約は除きます。

２．保険料（年額）とは、払込方法（回数）に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は２および年払契約の場合は１を、それぞれ払込みいただいている保険料に乗じて計算したもの等とします。ただし、保険料（年額）の計算において特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の特別保険料部分は含まないものとし、保険料割引制度（保険料の高額割引制度を含みます。）が適用される契約は、保険料割引制度が適用されない契約として計算し、転換制度（保障見直し制度を含みます。）で割引対象となる保険契約は割引額がないものとして計算し、健康増進乗率適用特約を付加した保険契約については健康増進乗率適用特約が付加されていないものとして計算します。また、保険料の払込みを免除する特約を付加した保険契約については、保険料の払込みを免除する特約部分の保険料は含まないものとします。ここで保険料の払込みを免除する特約とは、介護保障保険料払込免除特約、保険料払込免除特約、がん保障保険料払込免除特約および保険料払込免除特約(15)を指します。

３．中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。

４．契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。ただし、家族定期保険特約（配偶者型）については主契約の契約日における特約の被保険者の年齢とします。

５．次年度において経過年数が６年以上の契約で第１保険期間が満了となる契約、次年度において経過年数が６年以上の契約で特約の保険期間の満了により消滅する契約および次年度において経過年数が６年以上の契約で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約もしくは新保障一括見直し特約により見直しする契約も対象とします。（ただし、３年ごと応当日および直前の３年ごと応当日から経過年数が１年未満で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約もしくは新保障一括見直し特約により見直しする契約は除きます。）この場合、経過年数に応じた調整を行います。

６．長期継続配当率は2017年度からの経過年度に応じた配当率となります。

７．2024年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表３

３年ごと配当契約に対する長期継続配当率表（災害・疾病特約）（例示）

（入院給付日額 1,000円について）

保険種類	対象契約		契約年齢／性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
				円	円	円	円	円	円	円
災害入院特約(01)	2007年４月１日以前	経過21年の契約	男性	357	378	420	462	462	273	273
			女性	546	609	504	357	189	0	0
		経過24年の契約	男性	357	378	420	462	462	273	273
			女性	546	609	504	357	189	0	0
	2007年４月２日以降	経過18年の契約	男性	357	357	399	441	462	273	273
			女性	399	609	567	399	378	0	0
疾病医療特約(01)	2007年４月１日以前	経過21年の契約	男性	651	441	0	0	0	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
		経過24年の契約	男性	651	441	0	0	0	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
	2007年４月２日以降	経過18年の契約	男性	378	420	441	0	0	0	0
			女性	105	0	0	231	714	1,512	1,512
入院初期給付特約		経過24年の契約	男性	420	210	0	0	0	0	0
			女性	126	0	0	147	399	336	336
入院治療重点保障特約		経過18年の契約	男性	672	609	378	210	0	0	0
			女性	420	273	273	357	567	588	588
		経過21年の契約	男性	672	462	315	105	0	0	0
			女性	357	252	336	399	672	588	588
通院特約		経過21年の契約	男性	357	546	1,176	1,932	4,851	6,552	6,552
			女性	441	504	861	1,491	3,843	5,313	5,313
		経過24年の契約	男性	357	546	1,176	1,932	4,851	6,552	6,552
			女性	441	504	861	1,491	3,843	5,313	5,313
通院特約(04)		経過18年の契約	男性	483	504	1,071	1,827	4,074	7,875	7,875
			女性	609	588	777	1,386	3,234	6,384	6,384
		経過21年の契約	男性	462	714	1,491	2,436	5,922	7,875	7,875
			女性	567	651	1,092	1,890	4,704	6,384	6,384
入院保障充実特約		経過18年の契約	男性	105	84	21	0	0	0	0
			女性	42	0	0	21	63	84	84
総合医療特約	2018年８月１日以前	経過９年の契約	男性	749	1,865	1,718	1,841	1,957	1,028	2,900
			女性	612	560	560	1,470	1,340	2,068	2,822
		経過12年の契約	男性	322	1,036	938	980	994	448	1,456
			女性	224	196	196	686	616	1,008	1,414
	2018年８月２日以降	経過６年の契約	男性	270	1,530	1,320	1,050	510	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
成人病入院特約(09)	2018年８月１日以前	経過９年の契約	男性	0	0	147	546	1,382	1,592	1,196
			女性	0	0	252	1,029	1,785	4,006	5,013
		経過12年の契約	男性	0	0	98	364	868	1,008	644
			女性	0	0	168	686	1,190	2,534	3,192
	2018年８月２日以降	経過６年の契約	男性	0	0	210	780	1,380	1,680	0
			女性	0	0	360	1,470	2,550	4,200	5,490
がん入院特約(09)	2018年８月１日以前	経過９年の契約	男性	0	0	0	189	588	664	442
			女性	0	0	0	231	546	943	712
		経過12年の契約	男性	0	0	0	126	392	406	238
			女性	0	0	0	154	364	602	448
	2018年８月２日以降	経過６年の契約	男性	0	0	0	270	840	540	0
			女性	0	0	0	330	780	1,050	720

３年ごと配当契約に対する長期継続配当率表 (災害・疾病特約) (例示) (続き)

（特約保険金額10万円について）

保険種類	対象契約		契約年齢／性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
				円	円	円	円	円	円	円
がん診断特約	2018年８月１日以前	経過９年の契約	男性	0	0	0	0	0	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
		経過12年の契約	男性	0	0	0	0	0	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
	2018年８月２日以降	経過６年の契約	男性	0	0	0	60	270	960	9,180
			女性	150	1,110	1,230	810	660	1,230	5,910

（保険料（年額）について）

保険種類	対象契約		契約年齢／性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
新先進医療・患者申出療養特約	2018年８月１日以前	経過９年の契約	男性	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%
			女性	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%
		経過12年の契約	男性	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
			女性	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
	2018年８月２日以降2021年４月１日以前	経過６年の契約	男性	266.1%	266.1%	266.1%	266.1%	266.1%	266.1%	266.1%
			女性	266.1%	266.1%	266.1%	266.1%	266.1%	266.1%	266.1%
	2021年４月２日以降	経過６年の契約	男性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
			女性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

（注）１．次年度の契約応当日の前日における保険料払込終了契約（特約が保険料払込免除となっている契約）、第２保険期間中の契約および更新後の特約は除きます。ただし、更新後の新先進医療・患者申出療養特約は対象とします。

２．中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。

３．契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。

４．次年度において経過年数が６年以上の契約で第１保険期間が満了となる契約、次年度において経過年数が６年以上の契約で特約の保険期間の満了により消滅する契約および次年度において経過年数が６年以上の契約で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約もしくは新保障一括見直し特約により見直しする契約も対象とします。（ただし、３年ごと応当日および直前の３年ごと応当日から経過年数が１年未満で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約もしくは新保障一括見直し特約により見直しする契約は除きます。）この場合、経過年数に応じた調整を行います。

５．入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、通院特約および通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。

６．本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある保険種類については本人型の配当率を記載しています。

７．長期継続配当率は2017年度からの経過年度に応じた配当率となります。

８．2024年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

９．保険料（年額）とは、払込方法（回数）に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は２および年払契約の場合は１を、それぞれ払込みいただいている保険料に乗じて計算したもの等とします。ただし、健康増進乗率適用特約を付加した保険契約については健康増進乗率適用特約が付加されていないものとして計算します。

別表４

５年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表（定期保険特約等）（例示）

（保険料（年額）について）

保険種類	対象契約		契約年齢／性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
５年ごと利差配当付定期保険 定期保険集団扱特約付 5年ごと利差配当付定期保険 5年ごと利差配当付定期保険集団扱特約付 5年ごと利差配当付定期保険 ５年ごと利差配当付逓増定期保険 定期保険特約・保険料特別払込定期保険特約 家族定期保険特約（配偶者型） 逓減定期保険特約 保険料特別払込逓減定期保険特約 収入保障特約 連生定期保険特約 連生保険料特別払込定期保険特約 連生逓減定期保険特約 連生保険料特別払込逓減定期保険特約 介護収入保障特約・介護逓減定期保険特約 介護保障定期保険特約・養育年金特約 定期保険特約(18)	2007年４月１日以前	経過20年の契約	男性	12.5%	35.0%	57.5%	77.5%	77.5%	77.5%	77.5%
			女性	7.5%	20.0%	37.5%	42.5%	47.5%	47.5%	47.5%
		経過25年の契約	男性	12.5%	35.0%	57.5%	77.5%	77.5%	77.5%	77.5%
			女性	7.5%	20.0%	37.5%	42.5%	47.5%	47.5%	47.5%
	2007年４月２日以降 2013年４月１日以前	経過15年の契約	男性	10.0%	10.0%	20.0%	30.0%	50.0%	50.0%	50.0%
			女性	5.0%	5.0%	5.0%	10.0%	15.0%	20.0%	20.0%
	2013年４月２日以降 2018年８月１日以前	経過10年の契約	男性	16.0%	16.0%	32.0%	48.0%	80.0%	80.0%	80.0%
			女性	8.0%	8.0%	8.0%	16.0%	24.0%	32.0%	32.0%
	2018年８月２日以降	経過10年の契約	男性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
			女性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
新介護収入保障特約 新介護逓減定期保険特約 新介護保障定期保険特約	2007年４月１日以前	経過20年の契約	男性	22.5%	45.0%	62.5%	77.5%	67.5%	67.5%	67.5%
			女性	22.5%	35.0%	52.5%	52.5%	57.5%	42.5%	42.5%
	2007年４月２日以降 2013年４月１日以前	経過15年の契約	男性	20.0%	20.0%	30.0%	35.0%	50.0%	40.0%	40.0%
			女性	20.0%	20.0%	20.0%	25.0%	25.0%	15.0%	15.0%
	2013年４月２日以降	経過10年の契約	男性	16.0%	16.0%	32.0%	40.0%	64.0%	64.0%	64.0%
			女性	8.0%	8.0%	8.0%	16.0%	16.0%	24.0%	24.0%
5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険 5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険 特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障保険特約	2007年４月１日以前	経過20年の契約	男性	－	17.50%	28.75%	33.75%	33.75%	33.75%	33.75%
			女性	－	7.50%	13.75%	13.75%	18.75%	18.75%	18.75%
		経過25年の契約	男性	－	17.50%	28.75%	33.75%	33.75%	33.75%	33.75%
			女性	－	7.50%	13.75%	13.75%	18.75%	18.75%	18.75%
	2007年４月２日以降 2013年４月１日以前	経過15年の契約	男性	－	10.00%	10.00%	15.00%	20.00%	20.00%	20.00%
			女性	－	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	5.00%	5.00%
	2013年４月２日以降	経過10年の契約	男性	－	16.00%	16.00%	24.00%	32.00%	32.00%	32.00%
			女性	－	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	8.00%	8.00%
生活障害収入保障特約	2013年４月２日以降	経過10年の契約	男性	40.0%	40.0%	55.0%	60.0%	20.0%	40.0%	40.0%
			女性	40.0%	40.0%	45.0%	55.0%	75.0%	100.0%	100.0%
特定重度生活習慣病保障特約	2013年４月２日以降	経過10年の契約	男性	15.0%	15.0%	60.0%	80.0%	105.0%	115.0%	115.0%
			女性	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	100.0%	60.0%	60.0%

５年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表 (定期保険特約等) (例示) (続き)

（注）１．次年度の契約応当日の前日における保険料払込満了契約、年金支払開始日以降の契約、払済保険、延長保険、保険料払込免除契約、更新後契約および更新後の特約は除きます。
２．保険料（年額）とは、払込方法（回数）に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は２および年払契約の場合は１を、それぞれ払込みいただいている保険料に乗じて計算したもの等とします。ただし、保険料（年額）の計算において特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の特別保険料部分は含まないものとし、保険料割引制度（保険料の高額割引制度を含みます。）が適用される契約は、保険料割引制度が適用されない契約として計算し、転換制度（保障見直し制度を含みます。）で割引対象となる保険契約は割引額がないものとして計算し、健康増進乗率適用特約を付加した保険契約については健康増進乗率適用特約が付加されていないものとして計算します。また、保険料の払込みを免除する特約を付加した保険契約については、養育年金特約を除き、保険料の払込みを免除する特約部分の保険料は含まないものとします。ここで保険料の払込みを免除する特約とは、介護保障保険料払込免除特約、保険料払込免除特約、がん保障保険料払込免除特約および保険料払込免除特約(15)を指します。
３．中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
４．契約年齢は主契約の（第１）被保険者の契約年齢とします。ただし、家族定期保険特約（配偶者型）については主契約の契約日における特約の被保険者の年齢とし、養育年金特約については主契約の契約日における保険契約者の年齢とします。
５．次年度において経過年数が６年以上の契約で満期到来により消滅する契約および次年度において経過年数が６年以上の契約で転換により消滅する契約も対象とします。（ただし、５年ごと応当日および直前の５年ごと応当日から経過年数が１年未満で転換により消滅する契約は除きます。）この場合、経過年数に応じた調整を行います。
６．長期継続配当率は2017年度からの経過年度に応じた配当率となります。
７．2024年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表５

５年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表（災害・疾病特約等）（例示）

（入院給付日額 1,000円について）

保険種類	対象契約		契約年齢／性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
				円	円	円	円	円	円	円
新災害入院特約(87) 新こども災害入院特約(87)		経過25年の契約	男性	595	630	735	770	455	455	455
			女性	980	910	630	595	0	0	0
災害入院特約(01) こども災害入院特約(01)	2007年４月１日以前	経過20年の契約	男性	595	630	700	770	770	455	455
			女性	910	1,015	840	595	315	0	0
		経過25年の契約	男性	595	665	735	770	455	455	455
			女性	1,015	945	665	630	0	0	0
	2007年４月２日以降	経過20年の契約	男性	595	630	700	770	770	455	455
			女性	910	1,015	840	595	315	0	0
新疾病医療特約(87) 新こども疾病医療特約(87)		経過25年の契約	男性	945	0	0	0	0	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
疾病医療特約(01) こども疾病医療特約(01)	2007年４月１日以前	経過20年の契約	男性	1,085	735	0	0	0	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
		経過25年の契約	男性	980	0	0	0	0	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
	2007年４月２日以降	経過20年の契約	男性	665	735	0	0	0	0	0
			女性	0	0	0	595	2,100	2,520	2,520
入院初期給付特約		経過25年の契約	男性	560	210	0	0	0	0	0
			女性	0	0	175	490	560	560	560
入院治療重点保障特約 こども入院治療重点保障特約		経過20年の契約	男性	1,120	770	525	175	0	0	0
			女性	595	420	560	665	1,120	980	980
通院特約 こども通院特約		経過25年の契約	男性	665	1,400	2,415	5,460	10,920	10,920	10,920
			女性	770	1,015	1,820	4,340	8,855	8,855	8,855
通院特約(04) こども通院特約(04)		経過20年の契約	男性	770	1,190	2,485	4,060	9,870	13,125	13,125
			女性	945	1,085	1,820	3,150	7,840	10,640	10,640
入院保障充実特約 こども入院保障充実特約		経過20年の契約	男性	175	70	0	0	0	0	0
			女性	35	0	35	70	175	140	140
総合医療特約 こども総合医療特約 5年ごと利差配当付医療定期保険 5年ごと利差配当付医療終身保険	2018年８月１日以前	経過10年の契約	男性	1,358	3,626	3,332	3,626	3,934	1,988	6,020
			女性	1,092	980	980	2,940	2,660	4,228	5,852
		経過15年の契約	男性	1,575	2,765	2,170	2,695	1,505	3,640	3,640
			女性	805	490	1,225	1,575	1,995	3,535	3,535
	2018年８月２日以降	経過10年の契約	男性	378	2,142	1,848	1,470	714	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
成人病入院特約(09)	2018年８月１日以前	経過10年の契約	男性	0	0	294	1,092	2,828	3,248	2,576
			女性	0	0	504	2,058	3,570	8,176	10,206
		経過15年の契約	男性	0	0	525	1,330	2,870	1,610	1,610
			女性	0	0	945	2,450	4,690	7,980	7,980
	2018年８月２日以降	経過10年の契約	男性	0	0	294	1,092	1,932	2,352	0
			女性	0	0	504	2,058	3,570	5,880	7,686
がん入院特約(09)	2018年８月１日以前	経過10年の契約	男性	0	0	0	378	1,176	1,372	952
			女性	0	0	0	462	1,092	1,918	1,456
		経過15年の契約	男性	0	0	0	665	1,260	595	595
			女性	0	0	280	560	1,260	1,120	1,120
	2018年８月２日以降	経過10年の契約	男性	0	0	0	378	1,176	756	0
			女性	0	0	0	462	1,092	1,470	1,008
限定告知型医療特約	2007年４月１日以前	経過20年の契約	男性	－	－	－	－	27,055	39,060	59,360
			女性	－	－	－	－	22,820	34,615	49,560
	2007年４月２日以降 2018年８月１日以前	経過10年の契約	男性	－	－	－	－	25,760	30,240	44,408
			女性	－	－	－	－	23,128	26,544	41,720
		経過15年の契約	男性	－	－	－	－	16,590	21,280	44,310
			女性	－	－	－	－	14,595	20,265	38,010
	2018年８月２日以降	経過10年の契約	男性	－	0	0	0	0	0	0
			女性	－	0	0	0	0	0	0
限定告知型入院保障充実特約	2018年８月１日以前	経過10年の契約	男性	－	－	－	－	0	0	0
			女性	－	－	－	－	0	0	616
		経過15年の契約	男性	－	－	－	－	0	0	420
			女性	－	－	－	－	0	0	595
	2018年８月２日以降	経過10年の契約	男性	－	0	0	0	0	0	0
			女性	－	0	0	0	0	0	0
限定告知型通院特約	2007年４月１日以前	経過20年の契約	男性	－	－	－	－	28,385	47,740	57,575
			女性	－	－	－	－	22,715	39,060	47,810
	2007年４月２日以降	経過20年の契約	男性	－	－	－	－	21,385	37,065	45,115
			女性	－	－	－	－	17,115	30,345	37,660

５年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表 (災害・疾病特約等) (例示) (続き)

（特約保険金額10万円について）

保険種類	対象契約		契約年齢／性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
				円	円	円	円	円	円	円
がん診断特約	2018年８月１日以前	経過10年の契約	男性	0	0	0	0	0	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
	2018年８月２日以降	経過10年の契約	男性	0	0	0	70	315	1,120	10,710
			女性	175	1,295	1,435	945	770	1,435	6,895

（保険料（年額）について）

保険種類	対象契約		契約年齢／性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
新先進医療・患者申出療養特約	2018年８月１日以前	経過10年の契約	男性	187.5%	187.5%	187.5%	187.5%	187.5%	187.5%	187.5%
			女性	187.5%	187.5%	187.5%	187.5%	187.5%	187.5%	187.5%
	2018年８月２日以降2021年４月１日以前	経過10年の契約	男性	310.5%	310.5%	310.5%	310.5%	310.5%	310.5%	310.5%
			女性	310.5%	310.5%	310.5%	310.5%	310.5%	310.5%	310.5%
	2021年４月２日以降	経過10年の契約	男性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
			女性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

（注）１．次年度の契約応当日の前日における保険料払込満了契約、年金支払開始日以降の契約、払済保険、延長保険、保険料払込免除契約、更新後契約および更新後の特約は除きます。ただし、更新後契約に付加された新先進医療・患者申出療養特約および更新後の新先進医療・患者申出療養特約は対象とします。

２．中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。

３．契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。

４．次年度において経過年数が６年以上の契約で満期到来により消滅する契約および次年度において経過年数が６年以上の契約で転換により消滅する契約も対象とします。（ただし、５年ごと応当日および直前の５年ごと応当日から経過年数が１年未満で転換により消滅する契約は除きます。）この場合、経過年数に応じた調整を行います。

５．入院治療重点保障特約およびこども入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、通院特約、こども通院特約、通院特約(04)、こども通院特約(04)および限定告知型通院特約は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約、こども入院保障充実特約および限定告知型入院保障充実特約は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。

６．本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある保険種類については本人型の配当率を記載しています。

７．長期継続配当率は2017年度からの経過年度に応じた配当率となります。

８．2024年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

９．保険料（年額）とは、払込方法（回数）に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は２および年払契約の場合は１を、それぞれ払込みいただいている保険料に乗じて計算したもの等とします。ただし、健康増進乗率適用特約を付加した保険契約については健康増進乗率適用特約が付加されていないものとして計算します。

別表６

死　差　益　配　当　率　表（例　示）

（危険保険金 100万円について）

保険種類	対象契約		到達年齢／性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
				円	円	円	円	円	円	円
毎期精算配当付自由保険 新教育保険・定期付養老保険 生存給付金付終身保険・終身保険 逓増年金収入保障保険 生存給付金付逓増年金収入保障保険 定期保険・新生存給付金付定期保険特約 連生終身保険・定期保険特約 家族定期保険特約（配偶者型） 家族定期保険特約（子型） 増加養老保険・増加養老保険特約 増加終身保険・増加生存保険 養老保険特約・終身保険特約 保険料特別払込定期保険特約 生存給付金付定期保険特約 連生定期保険特約 連生保険料特別払込定期保険特約 増加連生終身保険・増加連生生存保険 連生終身保険特約・逓減定期保険特約 連生逓減定期保険特約・収入保障特約 保険料特別払込逓減定期保険特約 連生保険料特別払込逓減定期保険特約 定期保険集団扱特約付定期保険 一時払退職後終身保険 一時払退職後終身保険定期保険特約 個人年金保険・新個人年金保険	1969年５月以前の契約		男性	－	－	－	－	－	15,970	40,480
			女性	－	－	－	－	－	19,490	49,300
	1969年６月以降 1974年４月以前の契約		男性	－	－	－	－	4,930	13,750	38,630
			女性	－	－	－	－	5,970	17,270	47,450
	1974年５月以降 1976年３月１日以前の契約		男性	－	－	－	－	2,250	6,730	20,200
			女性	－	－	－	－	3,290	10,250	29,020
	1976年３月２日以降 1981年４月１日以前の契約		男性	－	－	－	1,250	2,250	6,730	20,200
			女性	－	－	－	1,090	1,700	5,780	17,060
	1981年４月２日以降 1985年４月１日以前の契約		男性	－	－	－	760	1,600	5,090	16,740
			女性	－	－	－	580	830	3,110	10,560
	1985年４月２日以降 1990年４月１日以前の契約		男性	－	－	140	450	1,570	4,060	13,560
			女性	－	－	210	360	480	1,860	7,520
	1990年４月２日以降 1996年４月１日以前の契約		男性	－	－	130	390	1,400	3,220	9,770
			女性	－	－	200	230	350	1,330	5,910
	1996年４月２日以降の保険年齢方式の契約	配当回数10回目以降または更新後契約	男性	50	500	110	280	770	3,220	8,500
			女性	40	70	70	180	350	1,210	4,280
		配当回数４回目以降９回目以内	男性	50	500	110	280	770	3,220	8,500
			女性	40	70	70	180	350	1,210	4,280
		配当回数３回目以内	男性	50	500	220	280	770	3,220	8,500
			女性	40	70	130	190	430	1,210	4,280
	2007年４月２日以降2018年５月31日以前の満年齢方式の契約	配当回数10回目以降または更新後契約	男性	－	－	－	－	680	1,350	5,620
			女性	－	－	－	－	190	320	1,460
		配当回数９回目以内	男性	－	－	－	－	680	1,350	5,620
			女性	－	－	－	－	190	320	1,460
	2018年６月１日以降の満年齢方式の契約		男性	－	－	－	－	0	0	0
			女性	－	－	－	－	0	0	0
変額保険（有期型） 変額保険（終身型）	1994年４月１日以前の契約		男性	－	－	－	－	640	2,150	6,470
			女性	－	－	－	－	160	1,210	5,350
	1994年４月２日以降 1996年４月１日以前の契約		男性	－	－	－	70	470	1,310	2,680
			女性	－	－	－	0	100	680	3,740
	1996年４月２日以降の契約		男性	－	－	0	70	140	1,310	1,410
			女性	－	－	0	0	100	560	2,110
祝金付特別終身保険	1976年３月２日以降の契約		男性	－	－	－	－	－	－	20,200
			女性	－	－	－	－	－	－	17,060
特定疾病保障終身保険 特定疾病保障定期保険 特定疾病保障終身保険特約 特定疾病保障定期保険特約		配当回数10回目以降または更新後契約	男性	－	240	150	340	1,040	2,210	7,750
			女性	－	40	140	130	390	1,050	3,720
		配当回数４回目以降９回目以内	男性	－	240	150	340	1,040	2,210	7,750
			女性	－	40	140	130	430	1,280	4,070
		配当回数３回目以内	男性	－	240	160	350	1,040	2,210	7,750
			女性	－	60	160	240	630	1,280	4,070
重度慢性疾患保障保険 重度慢性疾患保障保険特約		配当回数10回目以降または更新後契約	男性	－	250	150	300	910	2,060	6,860
			女性	－	50	110	120	240	1,020	3,150
		配当回数４回目以降９回目以内	男性	－	250	150	300	910	2,060	6,860
			女性	－	50	110	120	250	1,040	3,420
		配当回数３回目以内	男性	－	250	160	310	910	2,060	6,860
			女性	－	60	130	200	450	1,040	3,420
介護収入保障特約 新介護収入保障特約			男性	－	500	100	290	870	3,610	9,320
			女性	－	70	70	170	370	1,300	5,090

死差益配当率表（例示）（続き）

（注）1．到達年齢とは、前年度の契約応当日における被保険者の年齢です。ただし、定期保険集団扱特約付定期保険、一時払退職後終身保険、一時払退職後終身保険定期保険特約ならびに1985年４月２日以降契約の増加養老保険、増加養老保険特約、増加終身保険、増加生存保険、増加連生終身保険および増加連生生存保険は当年度の契約応当日における被保険者の年齢です。

2．新教育保険については契約者、連生終身保険、連生定期保険特約、連生保険料特別払込定期保険特約、連生逓減定期保険特約、連生保険料特別払込逓減定期保険特約、増加連生終身保険、増加連生生存保険および連生終身保険特約については第２被保険者の到達年齢および性に応じた死差益配当率を加算します。

3．1996年４月２日以降1999年４月１日以前の転換特約付保険契約については、予定死亡率の水準に応じた率とします。

4．一時払退職後終身保険の1987年３月以前の契約については、1981年４月２日以降1985年４月１日以前の契約の率を使用します。

5．更新後契約には、更新後の定期保険特約等および更新時に他の特約から変更後の定期保険特約等を含みます。

6．変額保険（有期型）または変額保険（終身型）の払済保険および延長保険については、それぞれ契約時期、配当回数、到達年齢および性に応じた死差益配当率を適用します。

7．最低保証付変額保険、変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(08)または新最低保証付変額個人年金保険（一時払い）の定額払済年金保険および目標到達時定額年金保険移行特約に定めるところにより移行した定額年金保険については、契約時期、定額払済年金保険への変更時期、定額年金保険への移行時期、配当回数、到達年齢および性に応じた死差益配当率を適用します。

8．保証期間付終身年金保険、個人年金保険(93)、年金支払開始日以降の契約、1995年９月１日以降の保険料一時払契約の毎期精算配当付自由保険（配当金により保険金を買い増す場合の買増部分を含みます。）および1998年７月２日以降の保険料一時払契約の新個人年金保険の死差益配当率は０とします。

9．最低保証付変額保険、変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(08)および新最低保証付変額個人年金保険（一時払い）（定額払済年金保険を除きます。）ならびに最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(16)の死差益配当は０円とします。

10．新特別条件特約付保険契約の場合、死差益配当率を乗じる危険保険金は本特約を付加していない契約と同じものとします。

別表７

費　差　益　配　当　率　表

１．保険料払込中

(保険金 100万円について)

保　険　種　類	対　象　契　約	基本部分	定期部分
毎期精算配当付自由保険		円	円
	1974年４月以前 保険金50万円以上の契約	1,650	－
	保険金50万円未満の契約	2,650	－
	1974年５月以降 1981年４月１日以前	1,650	－
	1981年４月２日以降 1985年４月１日以前	1,000	－
	1985年４月２日以降 1990年４月１日以前	600	－
	1990年４月２日以降 1993年４月１日以前	250	－
	1993年４月２日以降 1999年４月１日以前	50	－
	1999年４月２日以降	0	－
新教育保険	1993年４月１日以前	50	200
	1993年４月２日以降 1999年４月１日以前	50	0
	1999年４月２日以降	0	0
定期付養老保険	1970年11月９日以前	1,650	1,600
	1970年11月10日以降 1981年４月１日以前	1,650	1,100
	1981年４月２日以降	1,000	950
祝金付特別終身保険		1,650	1,100
生存給付金付終身保険	1981年４月１日以前	1,900	1,100
	1981年４月２日以降	1,000	950
終身保険	1985年４月１日以前	1,000	－
	1985年４月２日以降 1990年４月１日以前	600	－
	1990年４月２日以降 1993年４月１日以前	250	－
	1993年４月２日以降 1999年４月１日以前	50	－
	1999年４月２日以降	0	－
逓増年金収入保障保険		1,650	1,100

費差益配当率表（続き）

(保険金 100万円について)

保険種類	対象契約	基本部分	定期部分
生存給付金付逓増年金収入保障保険	1981年４月１日以前	円 1,900	円 1,100
	1981年４月２日以降 1985年４月１日以前	1,000	950
	1985年４月２日以降 1990年４月１日以前	600	550
	1990年４月２日以降	250	200
定期保険	1981年４月１日以前	－	1,100
	1981年４月２日以降 1985年４月１日以前	－	950
	1985年４月２日以降 1990年４月１日以前	－	550
	1990年４月２日以降 1993年４月１日以前	－	200
	1993年４月２日以降	－	0
定期保険集団扱特約付定期保険		－	0
連生終身保険	1993年４月１日以前	250	－
	1993年４月２日以降 1999年４月１日以前	50	－
	1999年４月２日以降	0	－
特定疾病保障終身保険	1999年４月１日以前	50	－
	1999年４月２日以降	0	－
特定疾病保障定期保険		－	0
重度慢性疾患保障保険		－	0
変額保険（有期型）	1994年４月１日以前	600	－
	1994年４月２日以降	50	－
変額保険（終身型）	1994年４月１日以前	600	－
	1994年４月２日以降	50	－
個人年金保険		－	1,000
新個人年金保険	1990年４月１日以前	－	600
	1990年４月２日以降 1993年４月１日以前	－	250
	1993年４月２日以降 1999年４月１日以前	－	50
	1999年４月２日以降	－	0
個人年金保険(93)	1999年４月１日以前	－	50
	1999年４月２日以降	－	0

費差益配当率表（続き）

(保険金 100万円について)

保険種類	対象契約	基本部分	定期部分
		円	円
定期保険特約	1981年４月１日以前	－	1,100
	1981年４月２日以降 1985年４月１日以前	－	950
	1985年４月２日以降 1990年４月１日以前	－	550
	1990年４月２日以降 1993年４月１日以前	－	200
	1993年４月２日以降	－	0
家族定期保険特約（配偶者型） 家族定期保険特約（子型）	1990年４月１日以前	－	550
	1990年４月２日以降 1993年４月１日以前	－	200
	1993年４月２日以降	－	0
養老保険特約	1990年４月１日以前	600	－
	1990年４月２日以降 1993年４月１日以前	250	－
	1993年４月２日以降 1999年４月１日以前	50	－
	1999年４月２日以降	0	－
終身保険特約	1990年４月１日以前	600	－
	1990年４月２日以降 1993年４月１日以前	250	－
	1993年４月２日以降 1999年４月１日以前	50	－
	1999年４月２日以降	0	－
生存給付金付定期保険特約	1993年４月１日以前	50	200
	1993年４月２日以降 1999年４月１日以前	50	0
	1999年４月２日以降	0	0
新生存給付金付定期保険特約		0	0
連生定期保険特約	1993年４月１日以前	－	200
	1993年４月２日以降	－	0
連生終身保険特約	1993年４月１日以前	250	－
	1993年４月２日以降 1999年４月１日以前	50	－
	1999年４月２日以降	0	－
逓減定期保険特約	1993年４月１日以前	－	200
	1993年４月２日以降	－	0
連生逓減定期保険特約		－	0
特定疾病保障終身保険特約	1999年４月１日以前	50	－
	1999年４月２日以降	0	－
特定疾病保障定期保険特約		－	0
重度慢性疾患保障保険特約		－	0
収入保障特約		－	0
介護収入保障特約		－	0
新介護収入保障特約		－	0

費 差 益 配 当 率 表（続 き）

２．保険料払済後

1981年４月１日以前契約	定期部分100万円について、1,000円
1981年４月２日以降契約	0円

３．保険料払込中の配当回数４回目以降の契約または更新後契約（更新後の定期保険特約等および更新時に他の特約から変更後の定期保険特約等を含みます。以下同じ）については、次の金額を加算します。

⑴契約ごとに配当回数５回目ごとに保険金額2000万円超の部分の保険金100万円について300円

⑵契約ごとの保険金額が3000万円以上5000万円未満の場合は保険金100万円について50円、保険金額が5000万円以上の場合は保険金100万円について100円

（注）１．配当回数１回目の契約の費差益配当率は０とします。ただし、更新後契約は除きます。

２．最低保証付変額保険、変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(08)、新最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(16)および目標到達時定額年金保険移行特約に定めるところにより移行した定額年金保険の費差益配当は０円とします。

別表８

災害・疾病特約配当率表（例示）

（特約保険金額 100万円について）

保険種類	対象契約	配当率	
		男性	女性
傷害特約		円	円
	1983年４月１日以前	200	350
	1983年４月２日以降 1990年４月１日以前	100	150
	1990年４月２日以降 2001年４月１日以前	50	50
	2001年４月２日以降	0	0
災害保障特約	1976年３月１日以前	1,280	1,650
	1976年３月２日以降	480	850
年金災害保障特約		1,280	1,650
交通災害保障特約	1976年３月１日以前	930	1,110
	1976年３月２日以降	330	510
家族災害保障特約	1976年３月１日以前	1,490	－
	1976年３月２日以降	570	－
災害死亡割増支払特約		400	550
災害倍額保障・定期保険特約	災害死亡割増支払特約相当部分	300	450
	災害割増特約相当部分	200	350
災害割増特約	1983年４月１日以前	200	350
	1983年４月２日以降 1990年４月１日以前	100	150
	1990年４月２日以降 2001年４月１日以前	50	50
	2001年４月２日以降	0	0

災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

(入院給付日額 1,000円について)

保険種類	配当率	
	男性	女性
	円	円
手術給付金付疾病入院保障特約	0	0
疾病医療特約	0	0
成人病特約	0	0
成人病医療特約	0	0
新成人病医療特約(87)	0	0
成人病医療特約(01)	0	0
女性疾病医療特約	−	0
女性疾病医療特約(01)	−	0
入院保障充実特約(09)	0	0
こども入院保障充実特約(09)	0	0
女性疾病入院特約(09)	−	0

(入院給付日額 1,500円について)

保険種類	配当率	
	男性	女性
	円	円
災害入院特約	275	500

(特約給付金額 1万円について)

保険種類	配当率	
	男性	女性
	円	円
傷害損傷特約	0	0
傷害損傷特約(04)	0	0
がん薬物治療特約	0	0

(特約保険金額 10万円について)

保険種類	配当率	
	男性	女性
	円	円
がん診断継続保障特約	0	0
特定3疾病継続保障特約	0	0
がん診断継続保障特約(24)	0	0

(1件について)

保険種類	配当率	
	男性	女性
	円	円
先進医療・患者申出療養特約	0	0

災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

（入院給付日額 1,000円について）

保険種類	対象契約	性＼到達年齢	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
新疾病医療特約(87) 新こども疾病医療特約(87)		男性	－	－	760	580	0	0	0
		女性	－	－	0	0	0	0	0
疾病医療特約(01) こども疾病医療特約(01)	2001年４月１日以前	男性	－	－	780	600	0	0	0
		女性	－	－	0	0	0	0	0
	2001年４月２日以降 2007年４月１日以前	男性	－	300	280	100	0	0	0
		女性	－	100	0	0	0	0	0
	2007年４月２日以降	男性	－	160	180	210	0	0	0
		女性	－	80	0	0	110	270	740
通院特約 こども通院特約	2001年４月１日以前	男性	－	－	220	410	770	1,550	3,020
		女性	－	－	260	320	610	1,280	2,490
	2001年４月２日以降 2007年４月１日以前	男性	－	180	170	360	670	1,400	2,870
		女性	－	230	210	270	510	1,130	2,340
	2007年４月２日以降	男性	－	180	170	360	670	1,400	2,870
		女性	－	230	210	270	510	1,130	2,340
通院特約(04)	2007年４月１日以前	男性	－	230	230	470	850	1,750	3,470
		女性	－	310	270	350	640	1,400	2,840
	2007年４月２日以降	男性	－	230	230	470	850	1,750	3,470
		女性	－	310	270	350	640	1,400	2,840
入院初期給付特約		男性	－	－	180	70	0	0	0
		女性	－	－	0	0	50	120	170
入院治療重点保障特約	2007年４月１日以前	男性	－	310	300	190	110	0	0
		女性	－	210	140	130	160	250	300
	2007年４月２日以降	男性	－	310	300	190	110	0	0
		女性	－	210	140	130	160	250	300
入院保障充実特約		男性	－	50	50	10	0	0	0
		女性	－	20	0	0	10	30	40
総合医療特約 こども総合医療特約	2018年８月１日以前	男性	210	350	570	410	560	340	790
		女性	100	190	100	290	290	430	710
	2018年８月２日以降	男性	110	220	400	240	230	0	0
		女性	0	0	0	0	0	0	0
成人病入院特約(09)	2018年８月１日以前	男性	－	0	0	110	280	620	360
		女性	－	0	0	240	520	970	1,640
	2018年８月２日以降	男性	－	0	0	110	280	430	0
		女性	－	0	0	190	520	750	1,320
がん入院特約(09)	2018年８月１日以前	男性	0	0	0	0	140	270	130
		女性	0	0	0	60	120	270	200
	2018年８月２日以降	男性	0	0	0	0	140	220	0
		女性	0	0	0	60	120	270	150

災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

（入院給付日額 1,500円について）

保険種類	対象契約	到達年齢／性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
新災害入院特約(87) 新こども災害入院特約(87)		男性	－	－	450	450	450	450	450
		女性	－	－	630	630	630	630	630
災害入院特約(01) こども災害入院特約(01)	2001年４月１日以前	男性	－	－	450	450	450	450	450
		女性	－	－	630	630	630	630	630
	2001年４月２日以降 2007年４月１日以前	男性	－	225	225	225	225	225	225
		女性	－	180	180	180	180	180	180
	2007年４月２日以降	男性	－	225	225	255	285	300	225
		女性	－	210	315	285	210	240	0

（特約保険金額 10万円について）

保険種類	対象契約	到達年齢／性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
がん診断特約	2018年８月１日以前	男性	0	0	0	0	0	0	0
		女性	0	0	0	0	0	0	0
	2018年８月２日以降 2021年４月１日以前	男性	0	0	0	0	50	110	750
		女性	0	110	390	220	130	240	540
	2021年４月２日以降	男性	0	0	0	0	0	0	0
		女性	0	0	0	0	0	0	0

（１件について）

保険種類	対象契約	到達年齢／性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
新先進医療・患者申出療養特約	2018年８月１日以前	男性	540	540	540	540	540	540	540
		女性	540	540	540	540	540	540	540
	2018年８月２日以降 2021年４月１日以前	男性	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476
		女性	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476
	2021年４月２日以降	男性	0	0	0	0	0	0	0
		女性	0	0	0	0	0	0	0

（注）１．通院特約、こども通院特約および通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約、入院保障充実特約(09)およびこども入院保障充実特約(09)は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。

２．到達年齢は主契約の被保険者の到達年齢です。

３．本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある特約種類については本人型の配当率を記載しています。

４．2024年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の災害・疾病特約配当率についても記載しています。

別表９

団体保険に対する配当率表

保　険　種　類	配　　当　　率
団体定期保険	団体の被保険者数などに応じて、７％から97％まで
総合福祉団体定期保険	団体の被保険者数などに応じて、14％から98.7％まで
団体信用生命保険 消費者信用団体生命保険	団体の被保険者数に応じて、10％から97％まで
団体３大疾病保障保険	団体の被保険者数に応じて、10％から60％まで

（注）１．配当率を乗じる死差益には、（総合福祉）団体定期保険年金払特約部分を含みません。
２．（総合福祉）団体定期保険年金払特約部分については、年金受取人ごとに責任準備金×利差益配当率（別表１）とします。（この金額がマイナスとなる場合は０円とします。）
３．団体信用生命保険３大疾病保障特約が付加されている契約の死亡・高度障害・３大疾病部分については、団体の被保険者数に応じて、６％から85％までの率とします。
４．団体信用生命保険契約に特約を複数付加した場合の特則（高度障害保険金不担保特約・３大疾病保障特約・身体障害保障特約・介護保障特約）が付加されている契約の死亡・３大疾病・身体障害・介護部分については、団体の被保険者数に応じて、６％から85％までの率とします。
５．団体信用生命保険がん保障特約が付加されている契約の死亡・高度障害・がん部分については、団体の被保険者数に応じて、６％から85％までの率とします。

別表10

団体年金保険に対する配当率表

保　険　種　類	配　　当　　率
企業年金保険 新企業年金保険・新企業年金保険(02) 確定給付企業年金保険(02)	責任準備金に対して、0％
拠出型企業年金保険(02)	責任準備金に対して、0％

（注）１．責任準備金には、新単位口別利率設定特約（Ｉ型）部分の責任準備金を含みません。
２．企業年金保険については、責任準備金に上記の配当率を乗じた金額に、企業年金保険と拠出型企業年金保険(02)との付加保険料の差額に対する調整を行います。（この調整後の金額がマイナスとなる場合は０円とします。）
３．新企業年金保険および新企業年金保険(02)については、責任準備金に上記の配当率を乗じた金額に、生存損益を加えます。（この加えた後の金額がマイナスとなる場合は０円とします。）
４．遺族年金特約が付加されている契約については、本表により計算した金額に死差益×遺族年金特約配当率を加えます。ここで、この配当率は団体の被保険者数に応じて、50％から95％までとします。

別表11

医療保障保険に対する配当率表

保　険　種　類	配　　当　　率
医療保障保険（個人型）	被保険者の年齢および性に応じて、入院給付日額1,000円について550円から800円まで
医療保障保険（団体型）	団体の被保険者数に応じて、25％から70％まで

＜別紙３＞

定款等一部変更の件

現行の定款、総代選出細則の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

１．変更の趣旨および理由

ａ．定款

⑴　総代立候補制の新設

当社における総代選出は、総代会が社員の意思を経営に反映いただく場であることを踏まえ、総代候補者選考委員会が行う総代候補者の選考において、総代全体の構成を考慮する考え方が示されております。当該総代選考のあり方を引き続き堅持しつつ、開かれた相互会社運営を一層推進し、より広く多様な意見を経営の中に取り込んでいく観点から、総代候補者選考委員会による候補者選考の方法に加えて、「総代への就任の意思を持つ社員が総代候補者として参加可能」となる制度として「総代立候補制」を導入するべく、次の変更を行います。

ア．総代候補者の一部を、総代候補者選考委員会が行う公募に立候補した方から選出します。

イ．総代候補者選考委員会が行う公募に立候補した方から選ばれる総代の人数は、総代の定数180名のうち最大20名とします。

ウ．その他、所要の変更を行います。

⑵　その他

改正刑法による禁錮刑の廃止等に伴い、文言の変更を行います。

ｂ．総代選出細則

定款における総代立候補制に関する規定の新設に伴い、総代候補者選考委員会の役割の明確化および所要の文言の変更を行います。

2．変更の内容および理由

変更の内容および理由は以下のとおりです。

a．定款

（下線部は変更箇所）

現　　行	変　　更　　案	変更の理由
第４章　総代会	第４章　総代会	
（総代の任期） 第15条　総代の任期は４年とし、重任を妨げない。ただし、重任の場合は２期を超えることができない。 ②　総代は、選出が行われた年の翌年の４月１日をもって就任する。ただし、第22条第３項または第24条第２項の規定により選出された総代については別途定める。	（総代の任期） 第15条　総代の任期は４年とし、再任を妨げない。ただし、再任の場合は２期を超えることができない。 ②　（同左）	現行は重任（連続就任）のみの前提であった記載を修正します。 なお、立候補制では通算２期８年までの再任を可とします。
（総代の欠格事由） 第16条　次に該当する場合は総代になることができない。 一　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたは執行を受けることがなくなるまでの者 二　未成年者 三　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	（総代の欠格事由） 第16条　次に該当する場合は総代になることができない。 一　拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまでまたは執行を受けることがなくなるまでの者 二　未成年者 三　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	改正刑法による禁錮刑の廃止に伴い、文言の変更を行います。

現　　行	変　　更　　案	変更の理由
第５章　総代の選出	第５章　総代の選出	
（総代の選出） 第21条　総代は、社員の選挙により選出する。	（総代の選出） 第21条　（同左）	
②　前項の規定にかかわらず、第25条に定める総代候補者選考委員会が選考のうえ、推薦に関する公告を行った各総代候補者について、社員が行う投票（以下「信任投票」という。）により、総代を選出することができる。	②　前項の規定にかかわらず、第25条に定める総代候補者選考委員会が決定のうえ、公告を行った次の各号に掲げる各総代候補者について、社員が行う投票（以下「信任投票」という。）により、総代を選出することができる。 一　総代候補者選考委員会が推薦した総代候補者 二　総代候補者選考委員会が行う公募に立候補した総代候補者	立候補による総代候補者も信任投票に諮られることを定めます。 なお、立候補による総代候補者は総代候補者選考委員会の推薦は受けません。
（新設）	③　前項により総代を選出する場合は、総代の定数のうち20名を前項第２号の総代候補者から選出できるものとする。	立候補総代の定数を定めます。
③　総代の選出は、２年毎に総代の定数の半数について行い、その時期は第23条第２項に定める基準日から４か月以内とする。ただし、第22条第３項または第24条第２項の規定により、改めて総代を選出する場合は別途その時期を定める。	④　（同左）	
（信任投票） 第22条　信任投票は、個々の総代候補者について総代に選出することに同意しない社員が投票する方法によって行う。	（信任投票） 第22条　（同左）	
②　前項に定める投票が、投票権を有する社員の数の100分の10に達しないときは、その総代候補者は総代として選出されたものとする。	②　前項に定める投票が、投票権を有する社員の数の10分の１に達しないときは、その総代候補者は総代として選出されたものとする。	文言の変更を行います。

現　　行	変　　更　　案	変更の理由
③　第１項に定める投票が、投票権を有する社員の数の100分の10に達した候補者がある場合は、その員数について改めて前２項の規定により総代を選出する。ただし、その員数が総代候補者の総数の100分の10を超えないときは、次の総代選出時に選出することができる。	③　第１項に定める投票が、投票権を有する社員の数の10分の１に達した候補者がある場合は、その員数について改めて前２項の規定により総代を選出する。ただし、その員数が総代候補者の総数の10分の１を超えないときは、次の総代選出時に選出することができる。	文言の変更を行います。
④　前項ただし書により選出された総代の任期は、直前の総代選出時に選出されたとみなした場合の残任期間とする。	④　（同左）	
（総代の補欠の選出） 第24条　総代に欠員を生じても定数の半数を下回らない間は、第21条第３項に定める２年毎の総代選出時まで補欠の選出を行わない。	（総代の補欠の選出） 第24条　総代に欠員を生じても定数の半数を下回らない間は、第21条第４項に定める２年毎の総代選出時まで補欠の選出を行わない。	項数の繰下げに伴い変更します。
②　前項の規定にかかわらず、必要があるときは補欠の選出を行うことができる。	②　（同左）	
③　補欠として選出された総代の任期は、前任者の残任期間とする。	③　（同左）	
（総代候補者選考委員会） 第25条　当会社に、総代候補者選考委員会を置くことができる。	（総代候補者選考委員会） 第25条　（同左）	
②　総代候補者選考委員会は、総代会において社員の中から選任された10名以内の総代候補者選考委員をもって構成する。	②　（同左）	
③　総代候補者選考委員会は、総代候補者を選考しその推薦に関する公告を行うほか、信任投票の管理を行う。	③　総代候補者選考委員会は、第21条第２項各号に定める総代候補者の決定および公告を行うほか、信任投票の管理を行う。	立候補による総代候補者も信任投票に諮られることに伴い、文言の変更を行います。

b．総代選出細則

（下線部は変更箇所）

現　　行	変　　更　　案	変更の理由
（新設）	第16条　定款第25条第３項に関し、総代候補者選考委員会は、総代候補者資格要件を定めたうえで、定款第21条第２項第１号に定める総代候補者の決定にあたっては総代候補者選考基準を、定款第21条第２項第２号に定める総代候補者の決定にあたっては総代候補者立候補要領を定める。	総代候補者選考委員会の役割に、総代候補者立候補要領の策定を追加することに伴い、総代候補者選考委員会の役割を明確にします。
第16条　定款第21条第２項の規定による総代の候補者の推薦に関する公告は、定款第４条に定める方法により、総代候補者の推薦に関する事項および投票締切日、投票方法その他の事項を掲載することによってこれを行う。	第17条　定款第21条第２項の規定による信任投票に関する公告は、定款第４条に定める方法により、総代候補者に関する事項および投票締切日、投票方法その他の事項を掲載することによって総代候補者選考委員会がこれを行う。	立候補による総代候補者も信任投票に諮られることに伴い、文言の変更を行います。
第17条　（条文省略）	第18条　（現行どおり）	
第18条　総代候補者選考委員会の決議は、選考委員の３分２以上が出席し、出席選考委員の過半数の同意をもってこれを決する。 ②　可否同数のときは、議長がこれを決する。	第19条　総代候補者選考委員会の決議は、選考委員の３分の２以上が出席し、出席選考委員の過半数の同意をもってこれを決する。 ②　（同左）	文言の変更を行います。
第19条　総代候補者選考委員会の議長は、定款第21条第２項に定める推薦公告に対する社員の投票の管理に関する事務を行わせるため、投票する権利のある社員の中から若干名の投票管理委員を委嘱することができる。	第20条　総代候補者選考委員会の議長は、定款第21条第２項に定める公告に対する社員の投票の管理に関する事務を行わせるため、投票する権利のある社員の中から若干名の投票管理委員を委嘱することができる。	立候補による総代候補者も信任投票に諮られることに伴う文言の変更を行います。
第20条　（条文省略）	第21条　（現行どおり）	
第21条　（条文省略）	第22条　（現行どおり）	

現　　行	変　　更　　案	変更の理由
第22条　選挙日または総代候補者選考委員会における総代候補者の決定以後就任日の前日までの間に、推薦公告に対する投票の結果以外の事由により、定款第21条第３項に規定する員数に不足を生じた場合、その再選出は行わないことができる。	第23条　選挙日または総代候補者選考委員会における総代候補者の決定以後就任日の前日までの間に、公告に対する投票の結果以外の事由により、定款第21条第４項に規定する員数に不足を生じた場合、その再選出は行わないことができる。	立候補による総代候補者も信任投票に諮られることおよび項数の繰下げに伴い、文言の変更を行います。
第23条　（条文省略）	第24条　（現行どおり）	
第24条　（条文省略）	第25条　（現行どおり）	
第25条　（条文省略）	第26条　（現行どおり）	
第26条　本細則に規定のない事項および本細則の解釈について疑いを生じたときは、選挙委員長がこれを決める。ただし、定款第21条第２項に定める総代候補者の推薦および投票に関しては、総代候補者選考委員会の議長がこれを決める。	第27条　本細則に規定のない事項および本細則の解釈について疑いを生じたときは、選挙委員長がこれを決める。ただし、定款第21条第２項に定める投票に関しては、総代候補者選考委員会の議長がこれを決める。	立候補による総代候補者も信任投票に諮られることに伴い、文言の変更を行います。
第27条　天災地変その他の不可抗力のため本細則に従うことができないときは、当会社の執行役社長、執行役社長に事故あるときは執行役副社長、執行役専務、執行役常務および執行役の順序によりその処理を決める。ただし、定款第21条第２項に定める総代候補者の推薦および投票に関しては、総代候補者選考委員会の議長、議長に事故あるときは、その代行者を定めその処理にあたる。	第28条　天災地変その他の不可抗力のため本細則に従うことができないときは、当会社の執行役社長、執行役社長に事故あるときは執行役副社長、執行役専務、執行役常務および執行役の順序によりその処理を決める。ただし、定款第21条第２項に定める投票に関しては、総代候補者選考委員会の議長、議長に事故あるときは、その代行者を定めその処理にあたる。	立候補による総代候補者も信任投票に諮られることに伴い、文言の変更を行います。
第28条　（条文省略）	第29条　（現行どおり）	

保険業法第４９条により準用する会社法第３１８条の規定に基づき、上記の議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、本議事録を作成した。

２０２５年7月２日

議事録作成者　取締役　高田幸徳

以上